

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する法令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第7号）

改正案	現行
様式第一（第3条第1項関係）（日本工業規格A4） 経営強化計画 年 月 日提出 （提出者）主たる事務所の所在地 名称 代表者 役職・氏名 印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 第1～第3 （略） 第4 <u>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</u> （削る） （削る） 第5 <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</u> 第6～第8 （略）	様式第一（第3条第1項関係）（日本工業規格A4） 経営強化計画 年 月 日提出 （提出者）主たる事務所の所在地 名称 代表者 役職・氏名 印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 第1～第3 （略） 第4 <u>責任ある経営体制の確立に関する事項</u> 第5 <u>経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項</u> 第6 <u>法第5条第1項の規定による決定を受けた場合における経営責任の明確化に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でない場合に限る。）</u> 第7 <u>信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</u> 第8～第10 （略）

(記載上の注意) 1. 一般的事項 (削る) (1)・(2) (略) 2.・3. (略) 4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 <u>経営の強化に関連する各種の指標につき(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標(①に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。)を記載すること。</u> ① <u>コア業務純益(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。)又はコア業務純益ROA(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標</u> ② <u>業務粗利益経費率(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。)を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</u>	(記載上の注意) 1. 一般的事項 (1) <u>経営強化計画を提出する労働金庫等の区分に応じ法(これに基づく命令を含む。)の定めにより記載事項とされていない事項(経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等である場合における第6に掲げる事項)については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。</u> (2)・(3) (略) 2.・3. (略) 4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 (1) <u>経営の強化に関連する各種の指標につき(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。</u> ① <u>コア業務純益ROA(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標</u> ② <u>業務粗利益経費率(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。)を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</u> ③ <u>不良債権比率(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。)を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標</u> (2) <u>経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、(1)①及び②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期からの指標の改善の程度(別表1)において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。)を、(1)③に掲げる指標にあつては経営強化計画の終期における値(別表1)において</u>
---	--

5. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) (略)

見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。

5. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. (1)①及び②に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4. (1)③に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。

(2) (1)の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び管理会計の確立とその活用を含む当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

6. 責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) (略)

(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

① 与信リスク管理に関する事項

② 市場リスク管理に関する事項

(4)～(6) (略)

(7) 経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(新設)

(3)～(5) (略)

(新設)

7. 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項

経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。
- (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
- (4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。
- (5) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として

掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。

（削る）

（削る）

8. 法第５条第１項の規定による決定を受けた場合における経営責任の明確化に関する事項

経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、法第５条第１項の規定による決定を受けた場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。この場合において、当該経営責任の明確化のための措置を講ずるまでは法第５条第１項の規定による決定に基づく株式等の引受け等を求めない旨を明らかにすること。

9. 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

（１）「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小企業又は地元事業者に対する信用供与（銀行法第１３条第１項に規定する信用の供与等をいう。）の残高の総資産に占める割合及び経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

（２）「信用供与の円滑化のための方策」については「信用供与の実施

8. ・ 9. (略)

10. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表1)(単体) (表略)

(連結) (表略)

(記載上の注意)

1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する

体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」を、「その他主として業務を行っている地域の経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」をそれぞれ記載すること。

(3) 「信用供与の実施体制の整備のための方策」については、信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

10. ・ 11. (略)

12. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表1)(単体) (表略)

(連結) (表略)

(記載上の注意)

1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する

指標等を記載することができる。 2～4 (略) (別表2) (略)	指標等 <u>(例えば、オフバランス化につながる措置の内容等)</u> を記載することができる。 2～4 (略) (別表2) (略)
--	---

改 正 案	既 記
様式第二（第 25 条関係）（日本工業規格 A 4） 経 営 強 化 計 画 年 月 日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 第 1 ～第 4 （略） 第 5 <u>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第 15 条第 1 項の申込みをする場合に限る。）</u> （削る） （削る）	様式第二（第 25 条関係）（日本工業規格 A 4） 経 営 強 化 計 画 年 月 日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 第 1 ～第 4 （略） 第 5 <u>責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第 15 条第 1 項の申込みをする場合に限る。）</u> 第 6 <u>経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第 15 条第 1 項の申込みをする場合であって、かつ、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基本的特定組織再編成でない場合に限る。）</u> 第 7 <u>法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けた場合における経営責任の明確化に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第 15 条第 1</u>

第6 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第7～第10 （略）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

(1) 経営強化計画を提出する労働金庫等の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをしない場合における第5に掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。

(2)・(3) （略）

2. ・3. （略）

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

① コア業務純益（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROA

項の申込みをする場合であって、かつ、当該労働金庫等が基準適合金融機関等でない場合に限る。）

第8 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第9～第12 （略）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

(1) 経営強化計画を提出する労働金庫等の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをしない場合における第5から第7までに掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。

(2)・(3) （略）

2. ・3. （略）

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

(1) 経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。

① コア業務純益ROA（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標

② 業務粗利益経費率（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す

をいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標

- ② 業務粗利益経費率（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

5. (略)

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、４．①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

一つ以上の指標

- ③ 不良債権比率（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標

- (2) 経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、(1)①及び②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期からの指標の改善（①に掲げる指標の改善については、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等のうち当該指標の水準が最も高いものの当該指標の水準からの改善に限る）の程度（別表１）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、(1)③に掲げる指標にあつては経営強化計画の終期における値（別表１）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（別表１）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。

5. (略)

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

- (1) 経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、４．(1)①及び②に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、４．(1)③に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。

- (2) (1)の場合において、（別表１）に記載されているもののほか、部門

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) (略)

(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

① 与信リスク管理に関する事項

② 市場リスク管理に関する事項

(4)～(6) (略)

(7) 経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のあ

別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合にあっては、管理会計の確立とその活用をの方策を含むものに限る。）をあわせて記載すること。

7. 責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

(新設)

る役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

(3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための

8. 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項

経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

(5) 経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(6) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表1)に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。

(削る)

(削る)

9. 法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けた場合における経営責任の明確化に関する事項

経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けて経営強化計画に係る金融組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、当該金融組織再編成の後において組織再編成金融機関等の役員に就任しないことを明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。

10. 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小企業又は地元事業者に対する信用供与（銀行法第 13 条第 1 項に規定する信用の供与等をいう。）の残高の総資産に占める割合（組織再編成金融機関等が信用金庫又は信用協同組合である場合にあっては、信用供与の残高の総資産に占める割合）及び経営改善支援等取組先企業数の取引先の企業の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「信用供与の円滑化のための方策」については「信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」を、「その他主として業務を行っている地域の経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化

9. ～11. (略)

12. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」をそれぞれ記載すること。

(3) 「信用供与の実施体制の整備のための方策」については、信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

(5) 経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

11. ～13. (略)

14. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。

この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表1) (単体) (表略) (連結) (表略) (記載上の注意) 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。 2～6 (略) (別表2) (略)	(別表1) (単体) (表略) (連結) (表略) (記載上の注意) 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等 <u>(例えば、オフバランス化につながる措置の内容等)</u> を記載することができる。 2～6 (略) (別表2) (略)
---	--

添 付 書	記 帳
様式第三（第 32 条関係）（日本工業規格 A 4） 経 営 強 化 計 画 年 月 日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 3 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 第 1 ～ 第 4 （略） 第 5 <u>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</u>（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第 15 条第 1 項の申込みをする場合に限る。） 第 6 ～ 第 10 （略） （記載上の注意） 1. ～ 3. （略） 4. <u>経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</u> <u>経営の強化に関連する各種の指標につき（別表 1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画</u>	様式第三（第 32 条関係）（日本工業規格 A 4） 経 営 強 化 計 画 年 月 日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 3 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 第 1 ～ 第 4 （略） 第 5 <u>責任ある経営体制の確立に関する事項</u>（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第 15 条第 1 項の申込みをする場合に限る。） 第 6 ～ 第 10 （略） （記載上の注意） 1. ～ 3. （略） 4. <u>経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</u> <u>(1) 経営の強化に関連する各種の指標につき（別表 1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強</u>

の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

- ① コア業務純益（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標
- ② 業務粗利益経費率（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

5. (略)

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、４．①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。

- ① コア業務純益ROA（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標
- ② 業務粗利益経費率（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標
- ③ 不良債権比率（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標

(2) 経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、(1)①及び②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期からの指標の改善の程度（別表１）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、(1)③に掲げる指標にあっては経営強化計画の終期における値（別表１）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（別表１）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。

5. (略)

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、４．(1)①及び②に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、４．(1)③に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) (略)

(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

① 与信リスク管理に関する事項

② 市場リスク管理に関する事項

(4)～(6) (略)

(7) 経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。

(2) (1)の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

7. 責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

(新設)

② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

8. ～11. (略)

12. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表1) (単体) (表略)

(連結) (表略)

(記載上の注意)

1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2～4 (略)

(別表2) (略)

8. ～11. (略)

12. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。
この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表1) (単体) (表略)

(連結) (表略)

(記載上の注意)

1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等 (例えば、オフバランス化につながる措置の内容等) を記載することができる。

2～4 (略)

(別表2) (略)

添 付 書	記 帳 簿
様式第四（第 45 条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4)	様式第四（第 45 条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4)
経 営 計 画	経 営 計 画
年 月 日提出	年 月 日提出
(提出者) 主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印	(提出者) 主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印
金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。
記	記
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
4. 経営計画の期間中の収益見通し	4. 経営計画の期間中の収益見通し
経営に関連する各種の指標につき（別表 1）により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通し（①に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。	経営に関連する各種の指標につき（別表 1）により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通しを記載すること。
① コア業務純益（別表 1）に掲げる方法により計算された同表に規	① コア業務純益 ROA（別表 1）に掲げる方法により計算された同

定するコア業務純益をいう。)又はコア業務純益ROA(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標

② (略)

5. 収益見通しを達成するための方策

収益見通しを達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

6. 責任ある経営体制の確立に関する事項

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれについて、これまで実施していた経営強化計画(第45条第1項に規定する経営強化計画をいう。)又は経営計画(同項に規定する経営計画をいう。)に記載されていたそれぞれの方策の維持又は強化に関する事項を記載すること。

7. (略)

8. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

9. (略)

表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標

② (略)

5. 収益見通しを達成するための方策

収益見通しを達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

6. 責任ある経営体制の確立に関する事項

「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれについて、これまで実施していた経営強化計画(第45条第1項に規定する経営強化計画をいう。)又は経営計画(同項に規定する経営計画をいう。)に記載されていたそれぞれの方策の維持又は強化に関する事項を記載すること。

7. (略)

8. 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

9. (略)

(別表1)・(別表2) (略)

(別表1)・(別表2) (略)

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代 表 者

役職・氏名

印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 3 第 1 項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第 1 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

第 2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

第 3 第 1 及び第 2 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第 4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第 5 協同組織中央金融機関等（法第 2 条第 7 項第 3 号に掲げる者に限る。以下同じ。）における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

第 6 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第 7 協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- （1）以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- （2）協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

- （1）申込みに係る資金について、おおむね 15 年以内にその処分をし、又は償還若しくは返済を行うための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上のための方策を記載すること。
- （2）次に掲げる指標につき(1)の方策を実施するために達成すべき経営の改善の目標を記載すること。
 - ① 収益性を示す一つ以上の指標
 - ② 業務の効率を示す一つ以上の指標

- (3) 協同組織金融機関等（法第2条第1項第5号及び第8号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば協同組織金融機関等に対して行う以下の事項について記載すること。
- ① 経営のモニタリング及び分析
 - ② 経営に関する相談
- (4) 特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項
- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関（法第34条の2に規定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。
 - (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。
 - (3) 「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。
 - (4) 「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれ、協同組織金融機関等における当該取組みの促進に資するための方策について、具体的に記載すること。
 - (5) 「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」の内容も含めて、具体的に記載すること。
5. 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。
6. 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項
第75条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。
7. 協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事

項

- (1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。
- (2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば、員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。）を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。
- (3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。
 - ① 与信リスク管理に関する事項
 - ② 市場リスク管理に関する事項
- (4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
 - ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
 - ② 内部監査体制を強化すること。
- (5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば、第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化する方策を記載すること。
- (6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
 - ① 半期毎又は四半期毎の情報開示を充実すること。
 - ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
 - ③ 地域への貢献に関する情報開示を充実すること。
- (7) 協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。
 - ① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容
 - ② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置
8. 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針
配当に対する方針を記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。
9. 協同組織中央金融機関等の財務内容及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 2
の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所

の所在地

名 称

代 表 者

役職・氏名

印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同法第 34 条の 2 の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を次のとおり提出します。

記

第 1 優先出資の引受け等を求める額

第 2 優先出資の引受け等の内容

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- （1）以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- （2）協同組織金融機能強化方針とあわせて公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針及びこの書面に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 優先出資の引受け等を求める額

優先出資の引受け等を求める額については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに記載すること。

4. 優先出資の引受け等の内容

優先出資の引受け等の内容については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに、次の①又は②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる内容 等

② 劣後特約付金銭消費貸借（法第 2 条第 3 項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等